



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 2 2 3 号 令和 2 年 7 月 1 7 日 発行

目 次

は 県 例 規 集 登 載

【 条 例 】

番 号	表 題	担 当 課 名
3 5	徳島県危機管理関係手数料条例等の一部を改正する条例	危機管理政策課
3 6	徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例	環境管理課
3 7	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	人事課
3 8	徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	財政課
3 9	徳島県税条例の一部を改正する条例	税務課
4 0	地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	同
4 1	徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例	未来創生政策課
4 2	徳島県安心こども基金条例の一部を改正する条例	次世代育成・青少年課
4 3	徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例	保健福祉政策課
4 4	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例	薬務課

【 条例 】

番 号	表 題	担当課名
4 5	徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例	農林水産政策課
4 6	徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例	県土整備政策課
4 7	徳島県立学校使用料，手数料徴収条例の一部を改正する条例	教育委員会
4 8	徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例	公安委員会
4 9	徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	同

【 規則 】

番 号	表 題	担当課名
6 7	徳島県危機管理関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則	危機管理政策課
6 8	火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則	消防保安課
6 9	徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	環境管理課
7 0	予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則	人事課
7 1	徳島県行政組織規則の一部を改正する規則	人事課 行政改革室
7 2	徳島県事務委任規則の一部を改正する規則	同
7 3	機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則	同
7 4	徳島県県有車両管理規則の一部を改正する規則	管財課

【規則】

番号	表題	担当課名
75	徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則	税務課
76	徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則	未来創生政策課
77	徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	同
78	徳島県商工労働観光関係手数料条例施行規則を廃止する規則	商工政策課
79	徳島県優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則	都市計画課
80	徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	出納局会計課

【訓令】

番号	表題	担当課名
10	附属機関の委員等の指定に関する訓令の一部を改正する訓令	人事課 行政改革室
11	辞令に代わる訓令	同

【公布された条例等のあらまし】

徳島県危機管理関係手数料条例等の一部を改正する条例（条例第三十五号）

一 組織の再編に伴い、次の条例について所要の整理を行うこととした。

1 徳島県危機管理関係手数料条例

2 徳島県県民環境関係手数料条例

3 徳島県商工労働観光関係手数料条例

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）

一 水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）

一 職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに、危険業務手当を支給することとした。

二 職員が新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するために行う業務であつて人事委員会規則で定めるものに従事した場合における危険業務手当の特例を定めることとした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

四 この条例については、令和二年二月一日から適用することとした。

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）

一 徳島県立三好病院において選定療養である初診を受ける場合の使用料の額を改めることとした。

二 徳島県立三好病院において選定療養である再診を受ける場合の使用料の額を定めることとした。

三 この条例は、令和二年十月一日から施行することとした。

徳島県税条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）

一 国税における連結納税制度の見直しに併せ、通算法人に係る法人税割の課税標準を法人税額とすることとされたこと等に伴う所要の改正を行うこととした。

二 地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目に利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税が追加されたことに伴う所要の改正を行うこととした。

三 耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告の特例を定めることとした。

四 その他所要の改正を行うこととした。

五 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。ただし、二については令和三年十月一日から、三及び四については公布の日（四の一部については、同年一月一日又は令和五年一月一日）から施行することとした。

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十号）

一 地方活力向上地域内における県税の課税免除及び不均一課税の要件に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を、令和四年三月三十一日までとする

こととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十一号）

一 控除対象特定非営利活動法人の指定の基準となる寄附者の寄附金の額の要件から休眠預金等交付金関係助成金の額の影響を除外することとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県安心こども基金条例の一部を改正する条例（条例第四十二号）

一 徳島県安心こども基金の設置の期間を延長することとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第四十三号）

一 覚せい剤取締法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和二年九月一日から施行することとした。

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十四号）

一 覚せい剤取締法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）

一 家畜の伝染性疾病の名称が改められたことに伴う所要の整理を行うこととした。

二 流行性脳炎予防液注射等に係る手数料を廃止することとした。

三 その他所要の整理を行うこととした。

四 この条例は、公布の日（一部については、令和三年四月一日）から施行することとした。

徳島県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第四十六号）

一 租税特別措置法施行令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第四十七号）

一 徳島県立しらさぎ中学校については、使用料及び手数料を徴収しないこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十八号）

一 会計年度任用警察職員の服務の宣誓については、任命権者は、別段の定めをすることができるとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十九号）

一 警察職員が新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するために行う業務等であって人事委員会規則で定めるものに従事した場合における特殊勤務手当の特例

を定めることとした。

二 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和二年二月一日から適用することとした。

徳島県危機管理関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六十七号）

一 徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

火薬類取締法施行規則の一部を改正する規則（規則第六十八号）

一 火薬類取締法施行規則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六十九号）

一 指定化学物質の取扱量に関する報告の期限の特例を定めることとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則（

規則第七十号）

一 地方自治法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第七十一号）

一 南部圏域において、南海トラフ巨大地震等を迎え撃つ防災・減災対策に関する施策を、地方創生の取組みと一体的に推進するため、南部総合県民局に地域創生防災部を設置することとした。

二 西部圏域において、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた観光産業の復興に関する施策を、地方創生の取組みと一体的に推進するため、西部総合県民局に地域創生観光部を設置することとした。

三 この規則は、令和二年七月十八日から施行することとした。

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第七十二号）

一 徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

三 その他所要の整理を行うこととした。

四 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、三については、令和二年九月一日から施行することとした。

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第七十三号）

一 次に掲げる規則について、南部総合県民局地域創生防災部の設置等に伴う整備を行うこととした。

1 徳島県会計規則

2 徳島県公有財産取扱規則

二 この規則は、令和二年七月十八日から施行することとした。

徳島県県有車両管理規則の一部を改正する規則（規則第七十四号）

一 地方自治法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県条例施行規則の一部を改正する規則（規則第七十五号）

一 地方税法及び徳島県条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則（規則第七十六号）

一 徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正に伴い、同条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第七十七号）

一 受入寄附金総額から控除される寄附金の額等について所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県商工労働観光関係手数料条例施行規則を廃止する規則（規則第七十八号）

一 徳島県商工労働観光関係手数料条例施行規則は、廃止することとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則（規則第七十九号）

一 租税特別措置法施行規則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 その他所要の整備を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第八十号）

一 徳島県危機管理関係手数料条例、徳島県保健福祉関係手数料条例、徳島県県民環境関係手数料条例及び徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県危機管理関係手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第三十五号

徳島県危機管理関係手数料条例等の一部を改正する条例

(徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正)

第一条 徳島県危機管理関係手数料条例(平成十六年徳島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

徳島県危機管理環境関係手数料条例

第一条中「危機管理関係」を「危機管理環境関係」に改める。

別表第一に次のように加える。

百五十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号) 第八条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査

百五十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 十三万円
ロ その他の一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 十一万円
イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に係る審査 十二万円
ロ その他の一般廃棄物処理施設の変更の許可

百五十八	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項の規定に基づく熱回収施設に係る認定の申請に対する審査	三万三千元	の申請に係る審査 十万円
百五十九	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第二項の規定に基づく熱回収施設に係る認定の更新の申請に対する審査	二万円	
百六十	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の五第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	六万八千元	
百六十一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の六第一項の規定に基づく許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	六万八千元	
百六十二	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	十四万七千元	
百六十三	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	十三万四千元	
百六十四	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	八万千元	
百六十五	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第二項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	七万三千元	
百六十六	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	十万円	
百六十七	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第七項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	九万四千元	
百六十八	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	七万千元	
百六十九	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第二項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	九万二千元	
百七十	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物	八万千元	

収集運搬業の許可に対する審査

百七十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第二項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査

七万四千元

百七十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第六項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査

十万円

百七十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第七項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査

九万五千元

百七十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査

七万二千元

百七十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査

九万五千元

百七十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 十五万円
ロ その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 十二万円

百七十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 十三万円
ロ その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 十一万円

百七十八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第一項の規定に基づく熱回収施設に係る認定の申請に対する審査

三万三千元

百七十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第二項の規定に基づく熱回収施設に

二万円

係る認定の更新の申請に対する審査

百八十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四において準用する同法第九条の五第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査

百八十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四において準用する同法第九条の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査

百八十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十条の二第一項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査

百八十三 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第

二十七条第一項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の申請に対する審査

百八十四 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第三十条第一項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の更新の申請に対する審査

百八十五 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第四十二条第一項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査

百八十六 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第二項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査

百八十七 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第一項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査

百八十八 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第二項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査

百八十九 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査

百九十 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第二項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査

百九十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の規定に基づく破碎業の許可の申請に対する審査

百九十二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第二項の規定に基づく破碎業の許可の

六万八千円

六万八千円

四万円

五千円

四千元

四千元

三千元

五千元

四千元

七万八千円

七万円

八万四千元

七万七千円

更新の申請に対する審査

百九十三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 六万七千円

百九十四 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査 三万九百円

百九十五 土壤汚染対策法第二十二條第一項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の申請に対する審査 二十四万円

百九十六 土壤汚染対策法第二十二條第四項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の更新の申請に対する審査 二十二万四千元

百九十七 土壤汚染対策法第二十三條第一項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査 二十二万二千元

百九十八 土壤汚染対策法第二十七條の二第一項、第二十七條の三第一項又は第二十七條の四第一項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査 十二万円

百九十九 土壤汚染対策法第三十二條第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査 二万四千八百円

（徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正）

第二条 徳島県県民環境関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県未来創生文化関係手数料条例

第一条中「県民環境関係」を「未来創生文化関係」に改める。

別表第一中一の項から百九十七の項までを削り、百九十八の項を一の項とし、百九十九の項から二百五の項までを百九十七項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

九 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第一項第一号から第三号までに規定する一般旅券の発給 二千元

十 旅券法第二十条第一項第四号に規定する一般旅券の渡航先の追加 三百円

十一 旅券法第二十条第一項第五号に規定する一般旅券の査証欄の増補

五百円

別表第二中「百九十八の項及び百九十九の項」を「一の項及び二の項」に改める。

(徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部改正)

第三条 徳島県商工労働観光関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三十五の項から三十七の項までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第三十六号

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例

徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第十六その十の3の表中「田舎町」を「田舎町等特定整備事業」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十七号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特種勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号の二中「家畜伝染病」の下に「（次号において単に「家畜伝染病」という。）を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の三 家畜伝染病のまん延を防止するために行う業務（前号に掲げるものを除く。）で人事委員会規則で定めるもの

第六条第二項第一号中「第五号」を「第四号の三」に改める。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための危険業務手当の特例）

8 職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、危険業務手当を支給する。この場合においては、第六条及び第十一条第一項の規定は、適用しない。

9 前項の規定により支給する危険業務手当の額は、業務に従事した日一日につき三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあつては、四千円）とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第八項及び第九項の規定（以下「改正後の規定」という。）は、令和二年二月一日から適用する。
- 3 前項の場合において、改正後の附則第八項に規定する業務に該当する業務に従事したときに改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支

給された危険業務手当は、改正後の規定による危険業務手当の内払とみなす。

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第三十八号

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「健康保険法」を「徳島県立中央病院又は徳島県立三好病院において健康保険法」に、「次に掲げる病院の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「五千五百円」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「徳島県立中央病院」の下に「又は徳島県立三好病院」を加える。

附則

この条例は、令和二年十月一日から施行する。

徳島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十九号

徳島県税条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の十四第一項中「当該」を「同表の」に改め、同項の表の第一号ホ中「第二十三条第一項第四号の五」を「第二十三条第一項第四号の二」に改め、同条第四項を削る。

第二十条の十五中「第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項まで」を「第三十一項及び第三十三項から第三十五項まで」に、「同条第四十六項」を「同条第五十五項」に改める。

第二十条の十六の三及び第二十条の十六の六中「提出すると同時に」を「提出した後、速やかに」に、「によつて」を「により」に改める。

第二十条の十六の八中「で定める場合にあつては、同項で」を「各号に掲げる場合には、当該各号に」に、「提出すると同時に」を「提出した後、速やかに」に、「によつて」を「により」に改める。

第二十条の十八第一項中「又は個別帰属益金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額をいう。）及び「又は個別帰属損金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。）」を削る。

第二十条の三十に次の一項を加える。

11 法附則第六十条第二項の規定により読み替えて適用する法第七十三条の二十七の二第二項の規定による徴収猶予の申告をする者に係る第二項の規定の適用については、同項中「申告書に、耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「申告書に、」と、「行い、」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」と、「書類」とあるのは「書類及び法附則第六十条第一項の規定の適用があるべきものであることを証明するに足りる書類」とする。

第二十二條の二第二項第一号を削り、同項第二号中「国民体育大会」の下に「(スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第二十六条第一項に規定する国民体育大会をいう。)」を、「選手」の下に「(職業としてゴルフをする者を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号中「。以下この項において同じ」を削り、同号を同項第二号とする。

附則第十項中「又は各連結事業年度分」を削る。

附則第十一項中「又は個別帰属法人税額」及び「又は各連結事業年度分」を削る。

附則第十二項中「第五十二条第二項第一号から第三号まで」を「第五十二条第二項第一号及び第二号」に改める。

附則第十三項中「又は個別帰属法人税額」を削る。

附則第十四項中「又は連結事業年度」を削る。

附則第三十五項中「で定める場合にあつては、同項で」を「各号に掲げる場合には、当該各号に」に改める。

第二条 徳島県税条例の一部を次のように改正する。

第二十条の三十第十一項中「附則第六十条第二項」を「附則第六十二条第二項」に、「附則第六十条第一項」を「附則第六十二条第一項」に改める。

第二十二條の二第二項第一号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中徳島県税条例第二十条の十六の八の改正規定(「で定める場合にあつては、同項で」を「各号に掲げる場合には、当該各号に」に改める部分に限る。)、同条例第二十条の三十に一項を加える改正規定及び同条例第二十二條の二第二項の改正規定並びに同条例附則第三十五項の改正規定 公布の日

二 第二条(第四号に掲げる改正規定を除く。)の規定 令和三年一月一日

三 第一条中徳島県税条例第二十条の十六の三及び第二十条の十六の六の改正規定並びに同条例第二十条の十六の八の改正規定(「で定める場合にあつては、同項で」を「各号に掲げる場合には、当該各号に」に改める部分を除く。)並びに附則第四項から第六項までの規定 令和三年十月一日

四 第二条中徳島県税条例第二十二條の二第二項第一号の改正規定 令和五年一月一日

(県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の徳島県税条例(附則第七項において「新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定(同法附則第一条第五号口に掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「四年旧法人税法」という。)第二条第十二号の七に

規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

3 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、第一条の規定による改正前の徳島県税条例（附則第八項において「旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

4 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の徳島県税条例（以下「三年十月新条例」という。）第二十条の十六の三の規定は、令和三年十月一日以後に支払を受けるべき利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき利子等については、なお従前の例による。

5 三年十月新条例第二十条の十六の六の規定は、令和三年十月一日以後に支払を受けるべき特定配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき特定配当等については、なお従前の例による。

6 三年十月新条例第二十条の十六の八の規定は、令和三年十月一日以後に支払を受けるべき特定株式等譲渡対価等については、なお従前の例による。
（事業税に関する経過措置）

7 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

8 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十号

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第二項」を「第六条」に改める。

第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十一号

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ロ(1)中「三千円」の下に「(当該事業年度における当該同一の者からの休眠預金等交付金関係助成金（民間公益活動を行う団体若しくは同号ロに規定する休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第一百一号）第十九条第二項第三号イに規定する民間公益活動を行う団体若しくは同号ロに規定する資金分配団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金をその原資に含むものに限る。）又は同法第二十一条第一項に規定する指定活用団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を原資とするものに限る。）をいう。以下このロにおいて同じ。）の額がある場合は、三千円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額」を加え、同号ロ(2)中「千円」の下に「(当該事業年度における当該同一の者からの休眠預金等交付金関係助成金の額がある場合は、千円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額)」を加え、「総額に」を「総額から当該寄附者からの休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第三条第一項の指定の申出又は指定手続条例第九条第三項の確認の申出をした者のこれらの申出に係る指定又は確認の基準については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前になされた指定手続条例第十七条第一項の合併の届出について、同条第三項において準用する指定手続条例第四条第一項に規定する当該届出に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人に係る確認の基準については、なお従前の例による。

徳島県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第四十二号

徳島県安心こども基金条例の一部を改正する条例

徳島県安心こども基金条例（平成二十一年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十三号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十八の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改め、同表の五十九の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、同表の六十の項及び六十一の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に改め、同表の六十二の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に改め、同表の六十三の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に改め、同表の六十四の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に改め、同表の八十八の二の項及び八十八の三の項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同表の八十九の項中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の八十八の二の項、八十八の三の項及び八十九の項の改正規定は、令和二年九月一日から施行する。

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第四十四号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤及び」を「覚醒剤及び」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第四十五号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の十七の項のイ中「結核病検査」を「結核検査」に改め、同項のロ中「ブルセラ病検査」を「ブルセラ症検査」に改め、同項のハ中「家きんサルモネラ感染症検査」を「家きんサルモネラ症検査」に改め、同表の十九の項のイ中「炭疽^そ第二予防液注射」を「炭疽^そ予防液注射」に改め、同項のロを削り、同項のハ中「豚コレラ予防液注射」を「豚熱予防液注射」に改め、同ハを同項のロとし、同項のニからへまでを削り、同表の二十の項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の二十の項の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第四十六号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十六の項中「第二十条の二第十三項又は第三十八条の四第二十二項」を「第二十条の二第十四項又は第三十八条の四第二十四項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第四十七号

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例（昭和二十三年徳島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「徳島県立学校（」の下に「徳島県立しらさぎ中学校及び」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第四十八号

徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「且つ」を「かつ」に、「当る」を「当たる」に改め、同条に次の一項を加える。

2 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第三十号）第二条第一号に規定する会計年度任用警察職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十九号

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例）

7 警察職員が新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症の患者（以下「感染症患者」という。）に係る業務等であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、感染危険手当を支給する。この場合においては、第二条各号に掲げる手当で当該業務等に従事したときに支給されることとなるもの（人事委員会規則で定める手当を除く。）については、第三条から第二十条までの規定にかかわらず、支給しない。

8 前項の規定により支給する感染危険手当の額は、業務等に従事した日一日につき三千円（感染症患者の身体に接触して又は長時間にわたり接して行う業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務等に従事した場合にあつては、四千元）とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和二年二月一日から適用する。
- 3 前項の場合において、改正前の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当で人事委員会規則で定めるものは、改正後の条例の規定による感染危険手当の内払とみなす。

徳島県規則第六十七号

徳島県危機管理関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県危機管理関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県危機管理関係手数料条例施行規則（平成十六年徳島県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県危機管理環境関係手数料条例施行規則

第一条中「徳島県危機管理関係手数料条例」を「徳島県危機管理環境関係手数料条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第六十八号

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

火薬類取締法施行細則（昭和六十三年徳島県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「」を「」に改める。

第四条第一号中「第九条」を「第八十一条の十四」に、「毎月」を「毎年度」に改め、同条第二号中「第九条」を「第八十一条の十四」に改め、同条第三号中「第十二条」を「第八十一条の十四」に、「毎月」を「毎年度」に改め、同条第四号中「第十二条」を「第八十一条の十四」に改め、同条第五号中「第十四条」を「第八十一条の十四」に改め、同条第六号中「第三十四条」を「第八十一条の十四」に、「毎月」を「毎年度」に改め、同条第七号中「第三十四条」を「第八十一条の十四」に改め、同条第八号を削り、同条第九号中「様式第八号」を「様式第七号」に改め、同条第十号とし、同条第十号中「様式第九号」を「様式第八号」に改め、同条第十一号及び第十二号を削り、同条第十三号中「第八十三条」を「第八十一条の十四」に、「様式第十二号」を「様式第九号」に改め、同条第十号とし、同条第十四号中「第四十六条第二項」を「第八十一条の十四」に改め、同条第十一号とし、同条第十五号中「第四十八条第三項」を「第八十一条の十四」に改め、同条第十二号とし、同条第十六号中「第五十六条の六」を「第八十一条の十四」に、「毎月」を「毎年度」に、「様式第十三号」を「様式第十号」に改め、同条第十三号とし、同条第十七号中「第六十五条第二項」を「第八十一条の十四」に改め、同条第十四号とし、同条第十八号を削り、同条第十九号中「第六十七条の二第一項」を「第六十七条の二」に、「様式第十五号」を「様式第十一号」に改め、同条第十五号とし、同条第二十号中「様式第十六号」を「様式第十二号」に改め、同条第十六号とし、同条第二十一号中「様式第十七号」を「様式第十三号」に改め、同条第十七号とし、同条第二十二号を削り、同条第二十三号中「様式第十九号」を「様式第十四号」に改め、同条第十八号とし、同条第二十四号中「様式第二十号」を「様式第十五号」に改め、同条第十九号とし、同条第二十五号中「様式第二十一号」を「様式第十六号」に改め、同条第二十号とする。

第五条第一号中「第十六条第三号ト」を「第十六条第三号ハ」に、「同条第四号ハ」を「同条第四号ホ」に、「様式第二十二号」を「様式第十七号」に改め、同条第二号中「様式第二十三号」を「様式第十八号」に改める。

第六条中「、第九号、第十号、第十三号」を削り、「第十五号」を「第十二号」に、「第十七号」を「第十四号」に改める。

様式第三号中「罫9罫」を「罫8→罫の14」に改める。

様式第五号中「罫12罫」を「罫8→罫の14」に改める。

様式第六号中「罫34罫」を「罫8→罫の14」に改める。

様式第七号を削り、様式第八号を様式第七号とし、様式第九号を様式第八号とする。

様式第十号及び様式第十一号を削る。

の規定により提出されている書類は、改正後の火薬類取締法施行細則（以下「新規則」という。）の相当規定により提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に備えられている旧規則の規定による帳簿は、新規則の相当規定による帳簿とみなす。

徳島県規則第六十九号

徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県生活環境保全条例施行規則（平成十七年徳島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第四項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに当該報告を行うことが困難であるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第七十号

予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則
予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則（昭和三十九年徳島県規則
第八十九号）の一部を次のように改正する。

「第二百四十三条の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の二第一項後段」に、「者は」を「ものは」に、「掲げる者」を「定める者」に改め、第一号中「その主管する」を「当該」に改め、第四号中「その主管する事務について」を削り、「基づき」の下に「同項に規定する」を加え、「検査する」を「検査をする」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第七十一号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項の表徳島県南部総合県民局の政策防災部の項を削り、同表徳島県南部総合県民局の項中「地域創生部」を「地域創生防災部」に改め、同表徳島県西部総合県民局の項を次のように改める。

徳島県西部 総合県民局	地域創生観光部 保健福祉環境部 農林水産部 県土整備部	美馬庁舎	美馬市脇町
	出納室	三好庁舎 三好市池田町	三好市池田町

第五十一条第二項中「政策防災部及び地域創生部（徳島県西部総合県民局に限る。）」を「地域創生防災部及び地域創生観光部」に改める。

別表第七政策防災部の項及び観光振興部の項を削り、同表地域創生部の項の項名を「地域創生防災部及び地域創生観光部」に改め、同項第一号及び第二号中「（徳島県西部総合県民局に限る。）」を削り、同項第三十九号を第四十一号とし、第三十五号から第三十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三十四号中「（徳島県南部総合県民局にあつては、政策防災部の分掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同項第三十六号とし、同項第三十三号を第三十五号とし、第二十二号から第三十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二十一号中「徳島県西部総合県民局」を「地域創生観光部」に改め、同号を同項第二十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十二 徳島県立南部防災館の管理に関すること（地域創生防災部に限る。）。

別表第七地域創生部の項第二十号中「（徳島県西部総合県民局に限る。）」を削り、同号を同項第二十一号とし、同項第十九号中「防災意識」の下に「及び減災意識」を加え、「（徳島県西部総合県民局に限る。）」を削り、同号を同項第二十号とし、同項第十八号中「及び防災対策」を「並びに防災対策及び減災対策」に改め、「（徳島県西部総合県民局に限る。）」を削り、同号を同項第十九号とし、同項第十七号中「（徳島県西部総合県民局に限る。）」を削り、同号を同項第十八号とし、同項第十六号を第十七号とし、第八号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「徳島県西部総合県民局に」を「地域創生観光部に」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「徳島県西部総合県民局」を「地域創生観光部」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 物産の振興及び販路拡張に関すること。

別表第七農林水産部の項第二号中「観光振興部」を「地域創生観光部」に改める。

附 則

この規則は、令和二年七月十八日から施行する。

徳島県規則第七十二号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

。 徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第六十九号中「徳島県危機管理関係手数料条例」を「徳島県危機管理環境関係手数料条例」に改め、同表徳島県東部農林水産局長の項第三十二号中「徳島県県民環境関係手数料条例」を「徳島県未来創生文化関係手数料条例」に改める。

別表第二の三徳島県食肉衛生検査所長の項第一号及び徳島県動物愛護管理センター所長の項第一号中「徳島県危機管理関係手数料条例」を「徳島県危機管理環境関係手数料条例」に改め、同表徳島県家畜保健衛生所の長の項第九号の14中「第四項」を「第五項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の三徳島県家畜保健衛生所の長の項の改正規定は、令和二年九月一日から施行する。

徳島県規則第七十三号

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(徳島県会計規則の一部改正)

第一条 徳島県会計規則(昭和三十九年徳島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表第一号の4中「地域創生部副部長又は地域創生部次長」を「地域創生防災部副部長又は地域創生防災部次長及び地域創生観光部副部長又は地域創生観光部次長」に、「及び」を「並びに」に改め、同号の12中「総合県民局地域創生部」を「総合県民局地域創生防災部、総合県民局地域創生観光部」に改める。

(徳島県公有財産取扱規則の一部改正)

第二条 徳島県公有財産取扱規則(昭和三十九年徳島県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第六十八条第二項中「並びに総合県民局地域創生部」を「、総合県民局地域創生防災部並びに総合県民局地域創生観光部」に改める。

附 則

この規則は、令和二年七月十八日から施行する。

徳島県規則第七十四号

徳島県保有車両管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県保有車両管理規則の一部を改正する規則

徳島県保有車両管理規則（昭和四十二年徳島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二号中「第二百四十三条の二」を「第二百四十三条の二の二」に改める。

第二十九条第二項第一号を次のように改める。

- 一 消費者くらし安全局消費者政策課長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第七十五号

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県税条例施行規則（昭和二十五年徳島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「国民体育大会、」を削り、「国民体育大会等」を「国民体育大会の予選会等」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「国民体育大会等」を「国民体育大会の予選会等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第七十六号

徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、徳島県未来創生文化関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第二十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納付の時期の特例)

第二条 条例別表第一の九の項から十一の項までの手数料は、旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の規定に基づき一般旅券の交付を受ける際、納付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第七十七号

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則（平成二十七年徳島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

八 休眠預金等交付金関係助成金（条例第四条第一項第二号ロ に規定する休眠預金等交付金関係助成金をいう。次条及び第六条第四号において同じ。）

第五条中「受入寄附金総額」の下に「から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額」を加える。

第六条に次の一号を加える。

四 休眠預金等交付金関係助成金の額の総額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第七十八号

徳島県商工労働観光関係手数料条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県商工労働観光関係手数料条例施行規則を廃止する規則

、
徳島県商工労働観光関係手数料条例施行規則（平成二十三年徳島県規則第四十一号）は
廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第七十九号

徳島県優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則

徳島県優良宅地認定事務に関する規則（平成十八年徳島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条の二第二項第十五号八、第六十二条の三第四項第十五号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」に改める。

第二条第一項中「第三十一条の二第二項第十五号八、第六十二条の三第四項第十五号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」に改め、「」を「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」に改め、「認定（）」の下に「次項第六号並びに第十条第二項及び第三項を除き、」を加え、同条第二項第六号中「認定を受けよう」を「前項の認定を受けよう」に、「第十三条の三第八項第二号口及び第二十一条の十九第九項第二号口」を「第十三条の三第九項第二号口及び第二十一条の十九第十項第二号口」に改め、同条第四項の表中「がけ」を「崖」に、「勾配」を「勾配」に改める。

第八条中「第三十一条の二第二項第十五号八又は第六十二条の三第四項第十五号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八又は第六十二条の三第四項第十四号八」に、「第三十一条の二第二項第十五号又は第六十二条の三第四項第十五号」を「第三十一条の二第二項第十四号又は第六十二条の三第四項第十四号」に改める。

様式第一号から様式第三号までの規定中「第31条の2第2項第15号八」を「第31条の2第2項第14号八」に、「第62条の3第4項第15号八」を「第62条の3第4項第14号八」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第八十号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の項の項名を「徳島県危機管理環境関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）」に改め、同項第一号の百三十三から第一号の百三十九までを次のように改める。

- 一の百三十三 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料
 - 一の百三十四 一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料
 - 一の百三十五 一般廃棄物処理施設である熱回収施設に係る認定申請手数料
 - 一の百三十六 一般廃棄物処理施設である熱回収施設に係る認定更新申請手数料
 - 一の百三十七 一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請手数料
 - 一の百三十八 許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可申請手数料
 - 一の百三十九 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料
- 別表第一徳島県経営戦略関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第一号）の項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の百四十を第二号とし、同表徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の項に次の三十七号を加える。
- 一の百四十 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定申請手数料
 - 一の百四十一 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料
 - 一の百四十二 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料
 - 一の百四十三 産業廃棄物処分業許可申請手数料
 - 一の百四十四 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料
 - 一の百四十五 産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料
 - 一の百四十六 産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料
 - 一の百四十七 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料
 - 一の百四十八 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料
 - 一の百四十九 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料
 - 一の百五十 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料
 - 一の百五十一 特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料
 - 一の百五十二 特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料
 - 一の百五十三 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料
 - 一の百五十四 産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料
 - 一の百五十五 産業廃棄物処理施設である熱回収施設に係る認定申請手数料
 - 一の百五十六 産業廃棄物処理施設である熱回収施設に係る認定更新申請手数料
 - 一の百五十七 産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請手数料
 - 一の百五十八 産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可申請手数料
 - 一の百五十九 廃棄物再生事業者登録申請手数料

- 一の百六十 第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料
- 一の百六十一 第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料
- 一の百六十二 使用済自動車引取業者登録申請手数料
- 一の百六十三 使用済自動車引取業者登録更新申請手数料
- 一の百六十四 使用済自動車フロン類回収業者登録申請手数料
- 一の百六十五 使用済自動車フロン類回収業者登録更新申請手数料
- 一の百六十六 使用済自動車解体業許可申請手数料
- 一の百六十七 使用済自動車解体業許可更新申請手数料
- 一の百六十八 使用済自動車破砕業許可申請手数料
- 一の百六十九 使用済自動車破砕業許可更新申請手数料
- 一の百七十 使用済自動車破砕業の変更許可申請手数料
- 一の百七十一 指定調査機関の指定申請手数料
- 一の百七十二 汚染土壌処理業許可申請手数料
- 一の百七十三 汚染土壌処理業許可更新申請手数料
- 一の百七十四 汚染土壌処理業の変更許可申請手数料
- 一の百七十五 汚染土壌処理業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料
- 一の百七十六 指定調査機関の指定更新申請手数料

別表第一 徳島県経営戦略関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第一号）の項第四号から第七号までを次のように改める。

- 四 免税軽油使用者証の交付又は再交付手数料
- 五から七まで 削除

別表第一 徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の項第六十五号から第七十一号までを次のように改める。

- 六十五 覚醒剤施用機関指定申請手数料
- 六十六 覚醒剤研究者指定申請手数料
- 六十七 覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者指定申請經由手数料
- 六十八 覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者指定証再交付經由手数料
- 六十九 覚醒剤原料取扱者指定申請手数料
- 七十 覚醒剤原料研究者指定申請手数料
- 七十一 覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者指定証再交付手数料

別表第一 徳島県県民環境関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の項の項名を「徳島県未来創生文化関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）」に改め、同項中第九十九号から第二百四十九号の二十五までを削り、第二百四十九号の二十六を第九十九号とし、第二百四十九号の二十七を第百号とし、第二百四十九号の二十八を第百一号とし、同項に次の百四十八号を加える。

- 百二 一般旅券発給手数料
- 百三 一般旅券渡航先追加手数料

百四 一般旅券査証欄増補手数料

百五から二百四十九まで 削除

別表第一徳島県商工労働観光関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の項
第二百八十四号の三から第二百八十四号の五までを削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附属機関の委員等の指定に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

附属機関の委員等の指定に関する訓令の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の指定に関する訓令（平成十七年徳島県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表徳島県防災会議の項中「南部総合県民局政策防災部長 西部総合県民局地域創生部次長」を「南部総合県民局地域創生防災部長 西部総合県民局地域創生観光部次長」に改め、同表徳島県石油コンビナート等防災本部の項中「南部総合県民局政策防災部長」を「南部総合県民局地域創生防災部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年七月十八日から施行する。

1 徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（令和二年徳島県規則第七十一号）の施行の際現に別表第一の上欄に掲げる職に補せられ、又は兼ねて補せられている職員は、別に辞令を発せられ、又は職員の人事取扱規程（昭和四十二年徳島県訓令第百五十号）第五条に規定する方法により発令されない限り、それぞれ同表の相当下欄に掲げる職に補せられ、又は兼ねて補せられたものとする。

2 徳島県行政組織規則の一部を改正する規則の施行の際現に別表第二の上欄に掲げる所屬に勤務又は兼務を命ぜられている職員（前項に規定する職員を除く。）は、別に辞令を発せられ、又は職員の人事取扱規程第五条に規定する方法により発令されない限り、それぞれ同表の相当下欄に掲げる所屬に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

別表第一

南部総合県民局政策防災部政策調査幹	南部総合県民局地域創生防災部 美波
南部総合県民局政策防災部企画幹	政策調査幹
南部総合県民局政策防災部次長	南部総合県民局地域創生防災部 美波
南部総合県民局政策防災部課長補佐（津波減災・危機管理担当）（リーダー）	企画幹（津波減災・危機管理担当）
南部総合県民局政策防災部課長補佐（政策調整担当）（リーダー）	南部総合県民局地域創生防災部 美波
南部総合県民局政策防災部課長補佐（津波減災・危機管理担当）	課長補佐（津波減災・危機管理担当）
南部総合県民局政策防災部係長（津波減災・危機管理担当）	南部総合県民局地域創生防災部 美波
南部総合県民局政策防災部主席（津波減災・危機管理担当）	係長（津波減災・危機管理担当）
南部総合県民局地域創生部 阿南 副部長	南部総合県民局地域創生防災部 美波
南部総合県民局地域創生部 阿南 次長	南部総合県民局地域創生防災部 阿南
南部総合県民局地域創生部 阿南 課長	次長
南部総合県民局地域創生部 阿南 課長	南部総合県民局地域創生防災部 阿南
南部総合県民局地域創生部 阿南 課長	課長（県税担当）（リーダー）
南部総合県民局地域創生部 阿南 課長	南部総合県民局地域創生防災部 阿南

補佐（総務企画担当）（リーダー）	課長補佐（総務企画担当）（リーダー）
南部総合県民局地域創生部 阿南 課長	南部総合県民局地域創生防災部 阿南
補佐（県民生活担当）（リーダー）	課長補佐（県民生活担当）（リーダー）
南部総合県民局地域創生部 阿南 課長	南部総合県民局地域創生防災部 阿南
補佐（県税担当）	課長補佐（県税担当）
南部総合県民局地域創生部 阿南 主査	南部総合県民局地域創生防災部 阿南
兼係長（県税担当）	主査兼係長（県税担当）
南部総合県民局地域創生部 阿南 係長	南部総合県民局地域創生防災部 阿南
（総務企画担当）	係長（総務企画担当）
南部総合県民局地域創生部 阿南 係長	南部総合県民局地域創生防災部 阿南
（県税担当）	係長（県税担当）
南部総合県民局地域創生部 阿南 主席	南部総合県民局地域創生防災部 阿南
（総務企画担当）	主席（総務企画担当）
南部総合県民局地域創生部 美波 課長	南部総合県民局地域創生防災部 美波
補佐（県民生活・総務担当）（リーダー）	課長補佐（県民生活・総務担当）（リーダー）
南部総合県民局地域創生部 美波 課長	南部総合県民局地域創生防災部 美波
（県民生活・総務担当）	係長（県民生活・総務担当）
南部総合県民局地域創生部 美波 係長	南部総合県民局地域創生防災部 美波
南部総合県民局地域創生部 美波 係長	南部総合県民局地域創生防災部 美波
（県南誘客担当）	係長（県南誘客担当）
南部総合県民局観光振興部課長（にし阿波観光戦略担当）（リーダー）	西部総合県民局地域創生観光部 三好 課長（にし阿波観光戦略担当）（リーダー）
西部総合県民局観光振興部課長補佐（にし阿波観光戦略担当）	西部総合県民局地域創生観光部 三好 課長補佐（にし阿波観光戦略担当）
西部総合県民局観光振興部係長（にし阿波観光戦略担当）	西部総合県民局地域創生観光部 三好 係長（にし阿波観光戦略担当）
西部総合県民局地域創生部 美馬 政策調査幹	西部総合県民局地域創生観光部 美馬 政策調査幹
西部総合県民局地域創生部 美馬 企画	西部総合県民局地域創生観光部 美馬 企画幹（危機管理担当）
西部総合県民局地域創生部 美馬 次長	西部総合県民局地域創生観光部 美馬 次長
西部総合県民局地域創生部 美馬 課長	西部総合県民局地域創生観光部 美馬 課長（危機管理担当）（リーダー）
西部総合県民局地域創生部 美馬 課長	西部総合県民局地域創生観光部 美馬 課長（危機管理担当）（リーダー）
西部総合県民局地域創生部 美馬 課長	西部総合県民局地域創生観光部 美馬 課長

(にし阿波振興担当) (リーダー)	課長 (にし阿波振興担当) (リーダー)
西部総合県民局地域創生部 美馬 課長	西部総合県民局地域創生観光部 美馬
(県税担当) (リーダー)	課長 (県税担当) (リーダー)
西部総合県民局地域創生部 美馬 課長	西部総合県民局地域創生観光部 美馬
補佐 (にし阿波振興担当)	課長補佐 (にし阿波振興担当)
西部総合県民局地域創生部 美馬 係長	西部総合県民局地域創生観光部 美馬
(県民生活・総務担当) (リーダー)	係長 (県民生活・総務担当) (リーダー)
西部総合県民局地域創生部 美馬 係長	西部総合県民局地域創生観光部 美馬
(県民生活・総務担当)	係長 (県民生活・総務担当)
西部総合県民局地域創生部 美馬 係長	西部総合県民局地域創生観光部 美馬
(にし阿波振興担当)	係長 (にし阿波振興担当)
西部総合県民局地域創生部 美馬 係長	西部総合県民局地域創生観光部 美馬
(県税担当)	係長 (県税担当)
西部総合県民局地域創生部 美馬 主席	西部総合県民局地域創生観光部 美馬
(県民生活・総務担当)	主席 (県民生活・総務担当)
西部総合県民局地域創生部 美馬 主席	西部総合県民局地域創生観光部 美馬
(県税担当)	主席 (県税担当)
西部総合県民局地域創生部 三好 副部長	西部総合県民局地域創生観光部 三好 副部長
西部総合県民局地域創生部 三好 課長	西部総合県民局地域創生観光部 三好 課長
(県税担当) (リーダー)	課長 (県税担当) (リーダー)
西部総合県民局地域創生部 三好 課長	西部総合県民局地域創生観光部 三好 課長
補佐 (県民生活・総務担当) (リーダー)	課長補佐 (県民生活・総務担当) (リーダー)
西部総合県民局地域創生部 三好 主査	西部総合県民局地域創生観光部 三好 主査
(県民生活・総務担当)	主査兼係長 (県税担当)
西部総合県民局地域創生部 三好 主席	西部総合県民局地域創生観光部 三好 主席 (県民生活・総務担当)

別表第一

南部総合県民局政策防災部	南部総合県民局地域創生防災部
南部総合県民局地域創生部 阿南	南部総合県民局地域創生防災部 阿南
南部総合県民局地域創生部 美波	南部総合県民局地域創生防災部 美波
西部総合県民局観光振興部	西部総合県民局地域創生観光部
西部総合県民局地域創生部 美馬	西部総合県民局地域創生観光部 美馬
西部総合県民局地域創生部 三好	西部総合県民局地域創生観光部 三好

